

令和2年4月24日(令和2年(2020年)度第6号)



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
http://www.z-hoikushikai.com

全国保育士会の会員の皆様

新型コロナウイルスという未知のウィルスが世界中に広がりを見せ、高い死亡率のパンデミックとなっています。緊急事態宣言が“全国的”に発出されました。

特効薬もなく、ましてやマスクもアルコール消毒液も入手困難なままに、日々の保育を展開している皆様、本当にお疲れ様です。

感染防止をうたいながら、小中学校、高等学校等は休校措置が取られていますが、抵抗力の弱い就学前の子どもへの手立てはないままに進められています。

だからこそ、私たち保育の現場は、「ライフラインの大きな要」であり、子どもにとって安心の場、最もふさわしい生活の場としてもその力を発揮するときでもあります。

感染源になるのではないかという不安のなかでも、子どもに対しては笑顔を失わず、保護者への支援も同時に行っている保育現場の皆様に感謝とエールを送らせてください。

ともにこの難局を乗り越えて、コロナ禍が終息した時に、明るくはじけた子どもと私たちの笑顔あふれる現場になりますように！

そして、その実践と実績が保育士の真の社会的地位の向上につながることへとつなげたいと思っています。

令和2年4月24日

全国保育士会 会長 村松 幹子
副会長 北野 久美
副会長 岡崎 恵子
副会長 服部 明子

全国保育士会では、今後、委員ニュースを通して会員の皆様に各地域の情報を随時配信したいと考えています。皆様の取り組みの参考やきっかけになれば幸いです。

<ニュースの内容>

- 子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の保育所等の対応について（再周知）（厚生労働省）
 - 医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（厚生労働省）
 - 2020 年度大学、短期大学及び高等学校卒業・修了予定者に係る就職・採用活動での健康診断書の取扱いについて（依頼）（就職問題懇談会・文部科学省）
-

◆ 子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の保育所等の対応について（再周知） （厚生労働省）

令和 2 年 4 月 17 日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市保育主管部局、地域子ども・子育て支援事業主管部局宛に発出しました。

子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」や「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡）等で示されてきたところですが、本事務連絡で改めてその内容の周知を図るものです。

1. 保育所等の子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、感染拡大を防止することが重要であり、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」等に即して、嘱託医等へ相談し、関係機関へ速やかに報告するとともに、保護者への情報提供を適切に行うこと。
2. また、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡）等に基づき、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園等について速やかに判断するとともに、臨時休園等の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。臨時休園等を行う場合には、改めて保護者への情報提供を適切に行うこと。

（参考）保育所において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和 2 年 2 月 25 日）（関係箇所抜粋）

(子どもが感染した場合について)

1. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、市区町村は、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を速やかに判断すること。臨時休園の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もある。このため、市区町村は、その必要性について、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、慎重に判断すること。

(職員における感染対策について)

6. 上記 1. から 5. については、職員についても、直接子どもに接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、同様の対応を行うこと。この場合、職員については、休暇の取得や自宅待機等によって対応すること。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「45」をご確認ください。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（厚生労働省）

令和 2 年 4 月 17 日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市保育主管部局、地域子ども・子育て支援事業主管部局宛に発出しました。

緊急事態宣言が発令され、今後、新型コロナウイルス感染症の患者の増加が見込まれることから、医療従事者（医師、看護職員、臨床検査技師、臨床工学技士、薬剤師、保健所職員等）等の確保のための保育所等の対応について本事務連絡により改めて示されたものです。

1 保育所等における対応について

令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡において、市区町村等に対し、保育所等の規模を縮小して開所することや臨時休園等を行った場合であっても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者等の子どもの預かりが必要な場合の対応について検討頂くようお願い申し上げたところであるが、医療需要が増大していること等に鑑みて、子どもの預け先が無くな

ることで、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職をせざるをえないような状況が発生しないよう、引き続きこの対応を徹底すること。

2 医療従事者等の子どもに対する預かりの拒否について

新型コロナウイルス感染症に係る対応において、医療従事者等の子どもの預かりが拒否される等の事例が指摘されているところであるが、医療従事者等は、感染防御を十分にした上で、対策や治療にあたっている。新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者等の子どもに対する偏見や差別は断じて許されるものではなく、市区町村及び関係者等においては、このような偏見や差別が生じないよう十分配慮すること。

なお、保育所等における差別や偏見の禁止については、政府広報においても周知予定である。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「46」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 2020年度大学、短期大学及び高等学校卒業・修了予定者に係る就職・採用活動での健康診断書の取扱いについて（依頼）（就職問題懇談会・文部科学省）

令和2年3月30日、就職問題懇談会・文部科学省は、各経済団体宛に標記事務連絡を発出しました。

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各学校が実施する健康診断の実施時期が遅れることも想定されることから、就職先への健康診断書の提出時期が遅れることについて、事業所に配慮を求めているものです。

会員の皆さまにおかれては、内定者等に対して健康診断書の提出を求める際に、内定者の所属する学校の健康診断が遅れている理由で、健康診断書の提出が遅延することについて、特段のご配慮をお願い申し上げます。

詳細は、別添の資料をご参照ください。